

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、ハートフル川崎病院労働組合執行委員長内田成樹から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和 2 年 4 月 6 日にありました。

令和 2 年 4 月 14 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

賃金と雇用の確保の要求に関する件

2 日時

令和 2 年 4 月 17 日以降問題解決に至るまでの期間

3 場所

次の事業場におけるハートフル川崎病院労働組合の組合員が勤務する全部又は一部の職場

事業場の名称	所在地
医療法人社団ハートフル川崎病院	川崎市高津区下野毛 2 丁目 1 番 3 号

4 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為を実施する。